

訪問看護 利用ガイド



介護が必要になっても、病気になっても、障害があっても、住み慣れた地域やご家庭でその人らしい生活を送ることができるように、栃木県は訪問看護サービスを推進しています。

栃木県 栃木県訪問看護ステーション協議会

(社)栃木県医師会 (社)栃木県看護協会

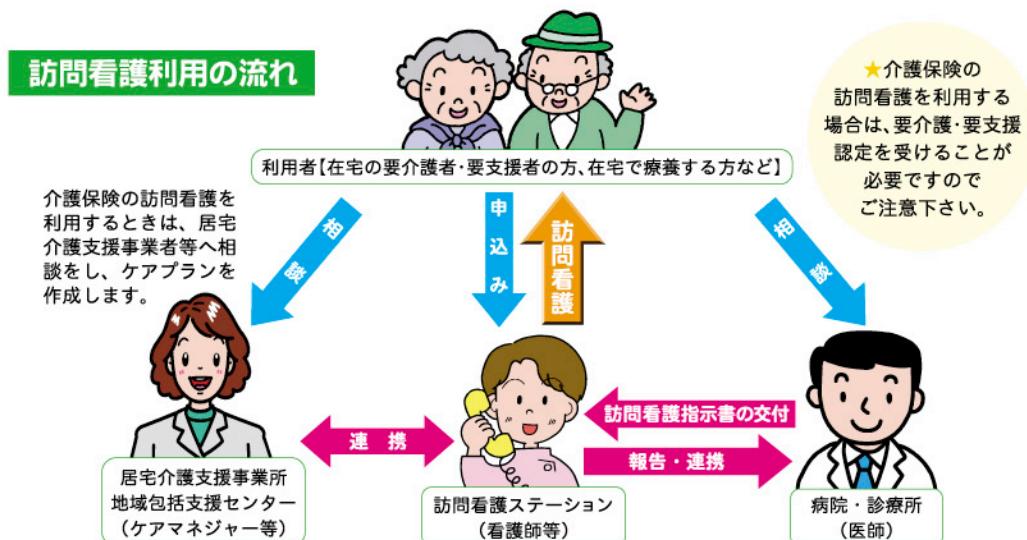
訪問看護の推進について

病気や障害がある方でも、住み慣れた地域や家庭の中でその人らしい療養生活を送ることができるよう、今、“医療と介護の充実・連携”を図り、在宅医療の基盤を整備することが求められています。

- 医療と介護の連携とは、かかりつけの医師、入院治療を行った病院等の医師、訪問看護師、ケアマネジャー等が連携して、高齢者や患者等の療養生活を支えていくことを目指したものです。
- 医療と介護の充実・連携を図るためにには、看護職員が、高齢者や患者等の自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助行為といったサービスを提供する“訪問看護”の推進が必要です。

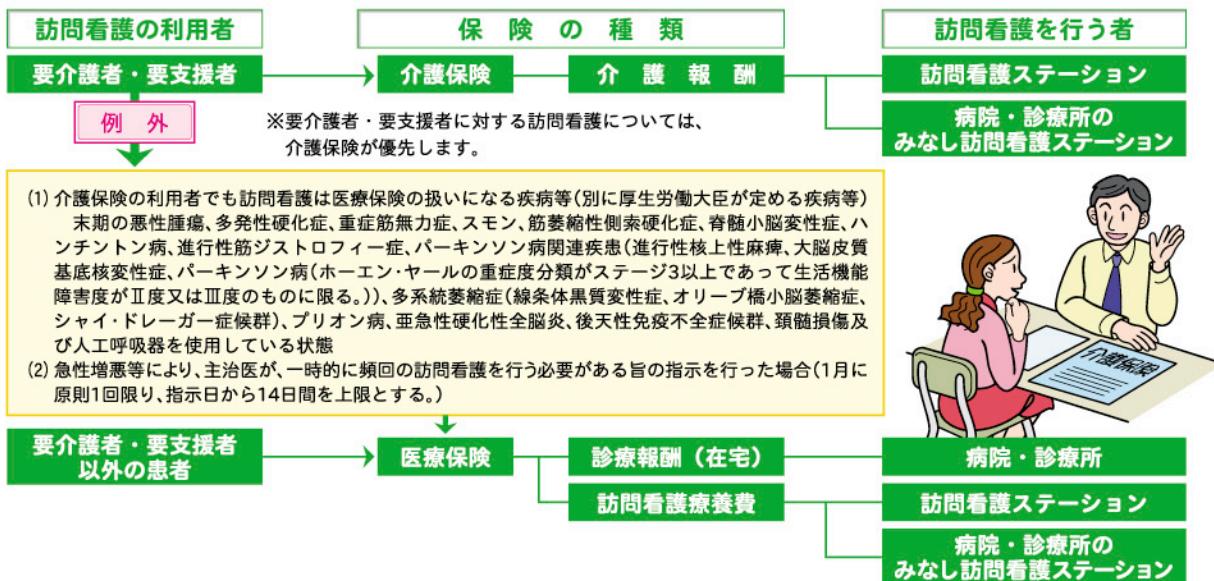
訪問看護の利用促進

- 在宅で療養する高齢者や患者等には、24時間365日、切れ目のない医療と介護を提供することが必要です。そのためには、医師と訪問看護師が連携のもと役割分担し、訪問看護の積極的な活用を図っていくことが効果的です。
- 訪問看護を利用できる方は、在宅で療養する高齢者や患者等で、訪問看護が必要であると主治医が認めた方です。
- 訪問看護は、患者等の主治医が発行する訪問看護指示書の内容に基づきサービスが提供されます。訪問看護の利用促進を図るためにには、医師の積極的な理解と協力が必要となります。
- なお、訪問看護を提供する場合には、訪問看護ステーションは患者等ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、定期的に主治医に提出します。



訪問看護に関するインフォメーション

i 訪問看護には、医療保険と介護保険があります



i 訪問看護ステーションによる居宅療養管理指導が創設されました

介護保険の居宅療養管理指導に、「看護職員の訪問による相談・支援」が追加されました。

* 看護職員による居宅療養管理指導とは？

- 看護職員が利用者の自宅等を訪問し、療養上の相談や支援を行い、必要に応じて電話相談を行うサービスです。(サービスの対象者は、定期的な通院や訪問看護等を利用していない方のうち、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断した方です。)
- 看護職員による居宅療養管理指導の結果、訪問看護サービスの利用が適切と判断された方については、利用手続きに沿って訪問看護の利用を開始します。

* 利用するためには？

- 看護職員による居宅療養管理指導を利用するためには、「介護認定の際に必要となる主治医意見書」において、「看護職員の訪問による相談・支援」の項にチェック(医師の判断)があることが必要です。必要性が認められる患者等に対しては、チェックを入れてください。

記入例

主治医意見書

4. 生活機能とサービスに関する意見

(5) 医学的管理の必要性

(特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含みます。)

訪問診療 訪問看護 看護職員の訪問による相談・支援

訪問歯科診療 訪問薬剤管理指導 訪問リハビリテーション 短期入所療養介護

訪問歯科衛生指導 訪問栄養食事指導 通所リハビリテーション その他の医療系サービス()

訪問看護に関するインフォメーション

i 訪問看護指示書が必要です

* 訪問看護指示書とは？

訪問看護を利用するためには、主治医が交付する“訪問看護指示書”が必要です。

主治医が、診療に基づき、訪問看護の必要を認めた場合には、患者の同意を得て患者の選定する訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付します。

訪問看護ステーションの看護師等は、患者の主治医から訪問看護指示書の交付を受け、訪問看護を行います。



* 訪問看護指示書の有効期間は？

指示書の有効期間は、最長6ヶ月です。

* 訪問看護指示書に要する費用は？

- 主治医が訪問看護指示書を交付した場合には、その費用について医療保険で診療報酬を請求することができます。

C007 訪問看護指示料 300点

(特別訪問看護指示書を交付した場合 100点加算)

- 指示期間内であっても、必要に応じて指示書の内容を見直すことができます。ただし、訪問看護指示料の算定は、1人につき1月に1回が限度です。

訪問看護指示書の様式

(別紙様式16)

※訪問看護指示書の様式は、栃木県ホームページからダウンロードすることができます。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/welfare/koureisha/kaigohoken/>)

訪問看護指示書 在宅患者訪問看護指示書

訪問看護指示期間は、6ヶ月を限度に記入が可能です。
点滴注射の指示がある場合は、その期間も忘れず
に記入してください。

※該当する指示書を○で囲むこと
月 日～平成 年 月 日)
月 日～平成 年 月 日)

留意事項及び指示事項

I 療養生活指導上の留意事項

II リハビリテーション

2. 褥瘡の処置等
 3. 装置・使用医療
 4. その他

該当する番号を○で囲み、方法、内容を詳細に記載してください。

在宅患者訪問点滴注射に関する指示(投与薬剤・投与量・投与方法等)

緊急時の連絡先 不在時の対応法

特記すべき留意事項(注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往等があれば記載して下さい。)

他の訪問看護ステーションへの指示 —
(無 有:指定訪問看護ステーション名)

複数の訪問看護ステーションを利用する場合には、その訪問看護ステーション名を記入してください。

上記のとおり、指示いたします。

平成 年 月 日

指示書を交付する医療機関は、利用者1人につき月1回を限度として、訪問看護指示料が算定可能となります。

名所話
医療機関
住電
(FAX .)
医師氏名

押印のないものは無効となりますので、必ず押印してください。

印

殿

指定訪問看護ステーション

★褥瘡の深さの分類 NPUAP分類(ステージIII):全組織欠損。皮下脂肪は確認できるが、骨、腱、筋肉は露出していないことがある。

(ステージIV):骨、腱、筋肉の露出を伴う全組織欠損。

☆褥瘡の深さの分類 DESIGN分類(D3):皮下組織までの損傷 (D4):皮下組織を超える損傷 (D5):関節腔、体腔に至る損傷または、深さ判定が不能の場合

訪問看護に関するQ&A

Q1

訪問看護のサービス内容について

【Q】 訪問看護ではどのようなサービスを受けることができるのか。

A

訪問看護のサービスでは、“療養上の世話・診療の補助行為”として次のようなサービスが提供されます。

- ①病気や障害の状態・血圧・体温・脈拍等の観察
- ②糖尿病や高血圧・低栄養等の療養生活に関する相談
- ③在宅酸素・人工呼吸器等の管理
- ④入浴・食事・排泄等、日常生活のケア
- ⑤褥瘡等の皮膚のトラブルの予防と処置
- ⑥リハビリや介護予防のための運動指導
- ⑦家族が行う病状観察や処置ケア等についての相談や指導
- ⑧自宅での看取りの支援など

Q2

訪問看護指示書について

【Q】 訪問看護ステーションから訪問看護指示書の交付を求められたが、その書き方が分からぬ。また、指示期間はどのように記載したらよいのか。

A

訪問看護のサービスは、利用者の主治医が交付する訪問看護指示書に基づいて開始されます。訪問看護のサービスが必要とされる患者等がいましたら、指示書に、患者名・主たる傷病名・現在の状況（病状の状態、投薬中の薬剤の用法等、装着・使用医療機器等）・指示事項（指示内容、訪問に当たっての留意事項）・緊急時の連絡先（医療機関名）・指示期間などを記入の上、訪問看護ステーションに交付するようお願いします。※4ページに訪問看護指示書の様式が掲載されています。

指示書の有効期間は、最長6ヶ月間です。指示書の交付後、患者の病状に応じて有効期間を変更することも可能です。また、患者等の急性増悪等によって、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある場合には、主治医が特別訪問看護指示書を交付することもできます。この場合、介護保険での利用者であっても、指示の日から14日以内の期間は医療保険による訪問看護が提供されます。

Q3

緊急時や夜間時の訪問看護について

☞ 常時見守りが必要な患者がいるが、夜間や緊急時に訪問看護はしてくれるのか。

A

利用者が急変した場合などの緊急時や24時間の訪問が可能な訪問看護ステーションがあります。詳しくは11~14ページの一覧表(訪問看護ステーションのサービス概要)によりご確認ください。

Q4

訪問看護の利用者負担について

☞ 訪問看護を利用した場合に、利用者の負担はどれくらいかかるのか。

A

介護保険の場合は、厚生労働大臣が定める費用基準額の1割を利用者負担として支払います。具体的には、訪問看護ステーションの場合、『30分以上1時間未満の訪問1回あたり830円、1時間以上1時間30分未満の訪問1回あたり1,198円』の利用者負担が必要です。

また、医療保険の場合は、厚生労働大臣が定める費用基準額の1割~3割を利用者負担として支払います。具体的には、『週3日までは、1割負担の場合1日あたり555円、3割負担の場合1,665円』の利用者負担が必要です。

(※なお、実際の料金は、各訪問看護ステーションの体制などによって異なる場合があります。)

Q5

訪問看護の利用回数・時間について

☞ 訪問看護ステーションはどれくらいの頻度で訪問してくれるのか。

A

患者(利用者)の疾患や状態に応じて、必要な回数・時間のサービスを受けることができます。詳しくは各訪問看護ステーションにご相談ください。

(※なお、保険の種別等により回数の制限があります。)

Q6

訪問看護に必要な衛生器材等について

☞ 尿道カテーテルの交換や点滴が必要な患者がいるが、器材は誰が準備するのか。

A

カテーテルなどの衛生材料や保険医療材料は、原則として主治医が提供することになります。